

国際宗教研究所賞規程

公益財団法人国際宗教研究所

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人国際宗教研究所（以下「本財団」という）の定款第3条に基づき、今日的な問題意識に立つ宗教研究において、顕著な業績をあげた個人に授与される国際宗教研究所賞に関する事項を定める。

(受賞資格)

第2条 国際宗教研究所賞の受賞資格は、募集年度の前年度末時点で40歳未満の研究者とする。

(表彰対象)

第3条 今日的な問題意識に立つ宗教研究において、前年度一年間の間に現代性、国際性、実証性などに優れた点を有する刊行物、および学位が授与された学位論文（博士）を発表した者とする。

(受賞者の人数)

第4条 国際宗教研究所賞の授賞は、原則として毎年度1名とする。授賞に準ずる業績と認められるもので、将来の可能性に富むと認められる者1名に奨励賞を授与する場合がある。

(表彰内容)

第5条 国際宗教研究所賞の本賞は賞状とし、副賞は賞金30万円とする。奨励賞は副賞10万円とする。

(募集)

第6条 本財団は、募集要項を公表するとともに、関係方面に通知して広く募集する。

(選考委員会)

第7条 審査・選考は、選考委員会において実施する。

2 本財団の定款第38条に基づき、選考委員会を置く。

3 選考委員は5名以上とし、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 選考委員会は、選考委員の過半数の出席によって成立する。ただし、議題につき、書面をもってあらかじめ意見を表明した選考委員は出席したものとみなす。

- 5 選考委員会は、非公開とする。
- 6 受賞者の選考については、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

(選考委員の責務)

第 8 条 選考委員は、受賞者の選考を公正に行い、選考の過程および内容並びに選考委員の職務上知り得た秘密については他にもらしてはならない。

(選考謝金)

第 9 条 選考委員には本財団の謝金規程に準拠して選考謝金を支給する。

(受賞者の決定)

第 10 条 選考委員長は、受賞者および授賞理由を文書にて理事長に報告する。

- 2 理事長は、前項の選考結果の報告に基づき、受賞者を決定するとともに、理事会に報告する。
- 3 選考結果は対象者に対し、すみやかに書面にて通知する。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2018 年 3 月 20 日から施行する。(2018 年 3 月 20 日理事会議決)